

## 令和4年第5回江差町議会臨時会資料（追加）

資料11：住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の概要【承認第1号関係】 …P 1



## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の概要

≪補正予算額 26,228 千円≫ 財源：全額国庫補助金（10/10）

【事業費】 25,000 千円（250 世帯×100 千円）

【事務費】 1,228 千円

給料（会計年度任用職員）310 千円、職員手当 300 千円、共済費 66 千円、需用費 100 千円、役務費 105 千円、委託料 347 千円、負担金 25,000 千円

### 1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1 世帯あたり 10 万円を支給する事業が令和 3 年度から継続で実施されている。

令和 4 年 4 月 26 日の国の新たな対策（コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」）により、令和 4 年度住民税均等割非課税世帯が追加で支給の対象となった。

### 2. 基準日

令和 4 年 6 月 1 日

### 3. 給付対象

- ①令和 4 年度分の住民税非課税世帯（課税者の被扶養者のみの世帯を除く）
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、住民税非課税相当と見なされる世帯（令和 4 年 5 月までは「令和 3 年 1 月以降」の収入が対象だったが、令和 4 年 6 月より「令和 4 年 1 月以降」に対象が変更）

### 4. 給付額

1 世帯につき 10 万円（①と②の重複した受給は出来ない）

令和 3 年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金との重複受給は出来ない。

### 5. 支給時期

- ①住民税非課税世帯（課税者の被扶養者のみの世帯を除く）【プッシュ型】

7 月下旬より支給開始（令和 2 年度に給付した特別定額給付金の支給口座に振込により支給）  
〔手順〕

- (1)抽出した対象世帯に案内、確認書（被扶養者のみの世帯でないことの申告、受給拒否等の意向確認など）の送付
- (2)確認書の返送（対象世帯⇒役場。確認書の発行から 3 か月以内）
- (3)確認書の審査、内容確認
- (4)振込データ作成
- (5)振込支給（支給決定日から 10 日以内）

- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、令和 4 年度分の住民税非課税相当と見なされる世帯【申請方式】

申請を受理し、審査した後、口座振込により支給

### 6. 申請期限

- ①住民税非課税世帯（課税者の被扶養者のみの世帯を除く）【プッシュ型】

申請不要（但し、発行から 3 か月以内の確認書返送が必要）

- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、住民税非課税相当と見なされる世帯【申請方式】

申請期限 令和 5 年 2 月 28 日